

滋賀県草津市・栗東市指定

障害者等日中一時支援事業「支援教室ステップ」



利用のしおり

日中一時支援「支援教室ステップ」とは
子育てに配慮の必要な学齢期のお子さんの、放課後や学校休業期間中の活動の場を提供し、保護者の方の就労支援と一時的休息を目的としています。お子さんが楽しみながら日中の時間を過ごせるようなプログラムを用意しておまちしております。

この冊子は、「日中一時支援・支援教室ステップ」をご利用いただくにあたって、保護者の方々にお知らせしたい情報をまとめたものです。「日中一時支援・支援教室ステップ」で提供されるサービス内容、契約に際してご注意いただきたい点が盛り込まれておりますので、ぜひお読みいただき、ご不明の点については職員へお問い合わせください。

事業所名:株式会社 アットスクール
障害者等日中一時支援事業「支援教室 ステップ」

【本部住所】草津市野村1丁目 5-13 グランド・ハイツ高田壺番館 105 号

TEL:077-565-7337 【9時30分～18時30分受付】

FAX:077-565-7347

メール:office@at-school.jp

【支援教室住所】草津市西渋川1丁目 12-25

☆利用できるお子さん☆

- ①現在小学校、中学校に在籍されている児童・生徒で、草津市または栗東市より、日中一時支援の支給を受けられている方。
- ②草津市内、栗東市内に住所を有する障害者等であって当該障害者等を援護する者がいない為、一時的に見守り等の支援が必要であると市長が認めた方。
- ③特別支援学校、特別支援学級に在籍している児童・生徒。

※上記①～③のいずれかに該当する方は支援制度のご利用ができます。

※上記以外の方でも、実費負担(4時間未満 3,500円)でのご利用は可能です。

お気軽にご相談ください。

☆サービス内容☆

障害者等を対象とした日中一時支援事業

①日常生活動作指導

障害や発達段階に合わせた個別の日常生活動作の指導、感覚遊び、機能訓練、動作法等の指導

②集団生活適応訓練

集団遊び、社会性を育成する様々な行事や社会体験、コミュニケーションスキルの指導

③学習指導

障害や発達段階に合わせた教科学習の指導

④表現活動

絵画、工作、音楽、リズム、運動、自由遊び等

⑤家庭等の連携、訪問支援

家庭、保育園、幼稚園、学校等との訪問連携、利用児童や家族支援等

⑥療育等の相談支援

保護者の悩みや療育等の相談支援

☆送迎について☆

送迎は原則として保護者で行うものとする。

ただし、保護者による送迎が困難な場合は、保護者間での取り決めによる送迎の分担や、外部機関への送迎委託等の措置を講ずることが出来るものとし、その際の費用は保護者の実費負担とする。

☆開所日☆

月・水・金曜に開所します

(祝祭日・年末年始12月29日～1月6日、夏季休暇8月13日～17日はお休みいたします)

☆開所時間☆

① 平日の通常期・・・月・水・(金)の午後2時00分～午後6時30分

② 長期休暇・・・月・水・(金)の午前10時00分～午後4時00分

※送迎時間は、利用時間に含みません。

※送迎は原則として保護者で行って頂きます。

(ただし、保護者による送迎が困難な場合は外部機関への送迎委託等可能です)

※ご利用開始時間に間に合わない場合や、早めにお帰りになる場合もご相談ください。

※ご利用開始時間から、午後6時30分までは、制度でのご利用ができます。

※急な時間変更は、対応出来ない場合があります。あらかじめご了承ください。

※特別支援学校、特別支援学級在籍以外の方は別途ご相談に応じます。

☆職員配置☆

常勤職員 2名

非常勤職員 1名

※ただし受け入れるお子さんの状況によって職員人数は考慮します。

☆定員☆

10名/日

※ 受け入れるお子さんの状況によって、人数が変更になることがあります。

☆もちもの☆

◆筆記用具

◆着替え(パンツ・シャツ・上着・ズボン・靴下など)

※脱ぎ着しやすいものをご用意ください

◆ビニール袋(汚れ物を入れます)

◆手拭用タオル(紐付きハンドタオル)

◆ビニール袋

(使用済のオムツや着替えを入れます)

◆薬(常用薬がある場合はお持ちください)

◆オムツ

※オムツが必要なお子さんは多めに入れてください

◆おしりふき

※その他必要な場合は、ご連絡いたします。

※**持ちものには、すべて名前を入れてください。**

☆日中一時支援の送迎について☆

送迎は原則として保護者で行って頂きます。

ただし、保護者による送迎が困難な場合は、保護者間での取り決めによる送迎の分担や、外部機関への送迎委託等の措置を講ずることが出来るものとし、その際の費用は保護者の実費負担でお願いします。

【外部機関のご紹介】

●草津市ファミリー・サポート・センター(草津市委託事業)

〒525-0033 草津市東草津1丁目1-15

TEL・FAX: 077-564-7895

●(有)あいサポートセンター

〒525-0067 草津市新浜町8-5

TEL: 077-564-0294 FAX: 077-565-8994

☆ご利用料金(ご利用負担金・実費負担金)☆

障害者自立支援法に基づく(ご利用者負担額を表示)

① ご利用負担金

| 利用時間 | 利用負担金 |
|-----------|-------|
| 4時間未満 | 350円 |
| 4時間～6時間未満 | 450円 |
| 6時間以上 | 550円 |

※ 生活保護世帯等の方は、自己負担はありません。

※ ご利用負担金は月末に当月1ヶ月間の利用料金を計算しご請求しますので、翌月10日までに月謝袋に入れてお持ち下さい。実費負担金はその都度の支払いとなります。

※ 前日の12時を過ぎての利用変更及びキャンセルについては、ご利用料金のご負担をお願いします。

☆自由契約サービス(制度外サービス;実費負担サービス)☆

1)営業時間外のお預かり

※午後6時30分以降、午後7時までの延長お預かりの場合500円/30分を頂きます。

※午後6時30分以降のお預かりの場合は、あらかじめご相談ください。

※長期休暇中の利用については、別途ご案内致します。

2)サービス内容にかかる材料費・教材費

| 材料費・活動費負担内容 | 実費金額 |
|-------------------|------|
| 運動、構成遊び材料費管理費等 1回 | 250円 |
| 学習管理費1回 | 250円 |

3)その他サービス提供上、利用者が適当と認められる費用

| 実費負担内容 | 実費金額 |
|------------------------------|-----------------|
| 発達検査(WISC/新版K式等) | 8400円 |
| 来所発達相談(50分) | 3150円 |
| 訪問相談(90分) (家庭または学校、園への訪問) | 5250円 ※交通費別途 |
| 個別追加指導(個別 60分)一回 | 3150円 |

4)雑費

| 価格一覧;内容 | 価格金額 |
|---------|------|
| オムツ1枚 | 150円 |
| 靴下1足 | 150円 |
| パンツ1枚 | 150円 |
| ノート1冊 | 120円 |

☆苦情・要望☆

日中一時支援事業のサービスに関するご相談・ご意見・苦情等については、専任の担当者を置いています。スタッフ一同、少しでも良いサービスを実施できるよう、考えていきたいと思っておりますので、どんなことでもお気軽にご相談ください。

株式会社 アットスクール 支援教室事業部

- 苦情(相談)受付担当者 担当 藤井 良美(ふじい よしみ)
- 管理者 鈴木 正樹(すずき まさき)
- TEL:077-565-7337
- FAX:077-565-7347
- メール:office@at-school.jp
- 受付時間:月曜日～金曜日 10:00～18:30(FAX・Eメールは24時間対応)

☆事故処理等☆

万が一の事故に備え、事業実施施設では、施設賠償責任保険に加入して対応致します。

☆感染症について☆

日中一時支援には多くの子どもが参加していますので、特に感染症には注意してください。

感染症については、学校保健法を準用しています。下表に参考例をお示ししますが、これら以外の病気でも、医師から「感染のおそれあり」と診断された場合には、病気が治るまで利用は控えてください。(必要に応じて、完治を証明する医師の診断書をご用意いただく場合があります)

利用希望の際に感染症のおそれがある場合は、必ず当該事業所へご連絡ください。

第二種学校保健法施行令第5条による主な伝染性疾患

| 病 名 | 利用停止の期間 |
|---------------------|---------------------|
| インフルエンザ | 解熱してから2日を経過するまで |
| 百日咳 | 特有の咳が消えるまで |
| 麻疹(はしか) | 解熱してから3日を経過するまで |
| 流行性耳下腺炎(おたふく かぜ) | 耳下腺の腫れが消えるまで |
| 風疹(三日はしか) | 発疹が消えるまで |
| 水痘(水ぼうそう) | すべての発疹がかさぶたになるまで |
| 咽頭結膜炎(プール熱) | 主要症状が消えてから2日を経過するまで |

| | |
|-------------|----------|
| 伝染性膿痂疹(とびひ) | 医師の判断による |
| 急性結膜炎 | |

第三種学校伝染病疾患

| | |
|-------------|-----------------------------|
| 腸管出血性大腸菌感染症 | 有症状者は、医師により伝染の恐れがないと認められるまで |
| 流行性角結膜炎 | 医師により伝染の恐れがないと認められるまで |
| 急性出血性結膜炎 | 医師により伝染の恐れがないと認められるまで |
| その他の伝染病 | 医師により伝染の恐れがないと認められるまで |

<ご利用までのながれ>

☆新規のご利用の場合☆

① お電話にて事前相談の予約をお願いします。



② ご予約の日時にアットスクールにて、事前相談と面談をさせていただきます。
(※お子様の状況が分かる資料や諸検査の結果等があれば持参ください)



③ 事前相談の内容をもとに当方にて利用予定等の調整をさせていただきます、ご連絡をさせていただきます。

※ 利用は、職員配置が可能な限り利用できます。緊急時を除き、1ヶ月単位で利用者の調整を行っていますので、利用月の前月20日までにお申し込みください。
(専用の用紙を、ご送付させていただきますので、ご連絡ください)



④ 草津市・栗東市の窓口で日中一時支援の給付の申請を行います。

※ 草津市⇒障害者自立支援課の窓口で、申請を行ってください。(☎077-561-2359)
※ 栗東市⇒家庭障害福祉課の窓口で、申請を行ってください。(☎077-551-0113)



⑤ 契約します。(利用契約書と重要事項説明書に署名捺印いただきます)

※ 契約書のご記入、署名、捺印をお願いします。
(ご印鑑と草津市から交付される利用決定通知書を持参ください。)



⑥ 実際に利用を開始します。



⑦ 月締めで、利用料金を支払いいただきます。